

6 埋立てに関する条例関係

無秩序な埋立てによる土壌の汚染や災害を防止するため、市では市内の土地（5百平方メートル以上3千平方メートル未満）で行う土砂等の埋立てや、一時的積り行為などによる土壌の汚染と災害の発生の防止を目的に必要な規制を行う条例を制定し、市民の安全確保と生活環境の保全に努めている。

近年、市内各所において、千葉県及び市の条例の適用を受けない産業廃棄物である建設汚泥を中間処理した再生土等による埋立て行為が多数行われており、市民、地元自治会等から土壌汚染、のり面崩落等による災害の発生を懸念する声が多数寄せられている。これらの埋立て行為について厳格な対応を可能とするため、平成30年5月1日から再生土等も規制の対象としている。（※令和2年4月1日から再生土の埋立ては千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例で対応している。）

表 6 - 1

年 度	市 条 例 許 可 件 数	市 条 例 分 面 積 (㎡)	県 条 例 許 可 件 数	県 条 例 分 面 積 (㎡)	合 計 面 積 (㎡)
平成29年度	9	20,656	1	6,929	27,585
平成30年度	9	14,063	1	44,140	58,203
令和元年度	6	9,252	1	9,275	18,527
令和2年度	5	6,054	0	0	6,054
令和3年度	5	11,331	2	18,021	29,352
過去5年合計	34	61,356	5	78,365	139,721

図 6 - 1

